

平成27年 第4回中頓別町農業委員会総会会議記録

日 時 平成27年 6月 5日
午後 1時00開会
午後 2時00閉会
場 所 中頓別町役場会議室

1 当日の出席委員は次のとおりである。

〇〇 〇〇、〇〇 〇〇、〇〇 〇〇、〇〇 〇〇、〇〇 〇〇、
〇〇 〇〇、〇〇 〇〇

以上 7名

2 当日の欠席委員は次のとおりである。

〇〇 〇〇

以上 1名

3 本会のための説明者 農業委員会 事務局長 〇 〇 〇 〇

4 本会のための書記 農業委員会 主 任 〇 〇 〇 〇

5 本会の総会にかかる案件は次のとおりである。(別紙議案書のとおり)

6. 議 事

議案第1号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用
地利用集積計画の決定について

7. その他

(1) 今後の予定について

(2) その他

8. 閉 会

事務局長

ただいまから平成27年第4回中頓別町農業委員会総会を開催いたします。

まず始めに会長より挨拶をお願いします。

会長

(挨拶終了)

議長

これより、中頓別町農業委員会会議規則第7条第1項の規程に基づき、議事を進行いたします。

【欠席報告】

本日は〇〇委員より欠席の旨、事前に連絡がございましたので、ご報告いたします。

【定数報告】

本日の出席委員は8名中7名であります。農業委員会等に関する法律第21条第3項の規程によります過半数に達しておりますので総会は成立しておりますことをご報告申し上げます。

【議事録署名委員の指定】

議事録署名委員の指定を行います。

中頓別町農業委員会会議規則第15条の規程に基づき、議長が2名の委員を指名いたします。

4番 〇〇委員及び5番 〇〇委員を指名いたします。

会務報告につきまして、事務局から報告させます。

事務局長

◎ 会務報告

(報告終了)

議長

続きまして、農地等調査幹旋委員会の報告をお願いします。

農地等調査
幹旋委員長

第1回農地等調査幹旋委員会の開催状況を報告いたします。

開催日時は平成27年5月22日金曜日、13時00分から15時00分まで、開催場所は中頓別町役場、参集範囲は農地等調査幹旋委員より2名と、農政担い手対策委員より1名の計3名で開催しました。

協議案件は、農地法第5条の規定によります農地転用の事前確認1件と農地法第4条の規定によります農地転用の許可申請1件について、現地にて確認を行いました。

(1) 農地法第5条の規定による農地転用事前確認 〇〇〇〇さん

(2) 農地法第4条の規定による農地転許可申請 ○○○○さん

以上の2件です。

なお、○○○○さんの案件につきましては、事前の確認でございますので、建築位置等が確認でき次第、改めて現地を確認したいと思います。

○○○○さんの案件につきましては、本総会議案第1号の案件でありますので、議事の進行に伴い、報告することとします。

平成27年 6月 5日
農地等調査幹旋委員会 委員長 ○ ○ ○ ○

議長

それでは、議案の審議に移りたいと思います。

議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。内容について事務局から説明いたさせます。

事務局長

それでは、議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請について」をご説明いたします。

農地法4条の規定による許可申請について、下記の農地について、転用の申請がありましたので、農地法4条の規定により審査を求めます。

番号1 字松音知○○番○の一部 ○○㎡、○○番○の一部 ○○㎡、
公簿地目 畑、現況 畑、申請人 ○○○○ 成牛舎建設のための
転用申請です。

議長

ここで、番号1の案件について、農地等調査幹旋委員会より報告を願います。

農地等調査
幹旋委員長

〔農地等調査幹旋委員長報告〕

農地等調査幹旋委員会報告書

◎ 字松音知の○○○○氏からの申出による成牛舎建設に係る農地転用申請書の内容については、特に問題箇所は見られません。

既存の成牛舎は老朽化が著しく、経営の継続を検討していくと新規に施設を整備する必要性は高いと認められます。

建設予定地は既存の牛舎施設に隣接した草地内であり、町道に面していることから、集乳車両等の通行等にも支障が少なく、最適の位置であると思われます。既存の農業用施設用地内は、ほとんど使用されている状況にあり、その範囲内に施設を設置することは難しいと思われます。このことから、既存の農業用施設に隣接する採草地に建設することで、やむを得ないと考えます。

成牛舎の床面積は〇〇㎡、付随する堆肥盤の床面積は〇〇㎡、その他資材ロール置場、作業スペース等の敷地も含め、〇〇㎡につきまして、審査いたしました。

審査表の内容につきましては、議案添付のとおりです。

※ 別紙「建設予定位置図」

平成27年 6月 5日

農地等調査幹旋委員会

委員長 〇〇 〇〇

議長

次に審査表について、事務局より説明させます。

事務局長

それでは審査表に基づき、ご説明申し上げます。

地目別面積 畑〇〇㎡、10a 当り平均収穫高 3,000kg、権利の種類 法第4条の転用、事業計画 転用目的は畜舎の建設、工事計画は許可の日から平成27年11月30日、永久転用です。

農地の区分判断は20ha以上の規模を一団とする1種農地で農振農用地区域内の農地です。許可の基準としましては、農地法施行令第10条第1項第2号イによります第1種農地を農業用施設に供するために行われる農地転用です。

農地転用に関する許可基準からみた意見の農地区分と転用目的 既存の畜舎は築後50年程度が経過しており、老朽化が著しいことから、畜舎を新設し経営規模の拡大を図る計画であり、新築牛舎の周囲にバンカーサイロ等の農業用施設の整備を今後予定していることから既存施設に隣接する草地への建設となるがやむを得ないものと思われる。

資力及び信用は特に問題なし。事業費である〇〇千円は日本政策金融公庫からの借入金で充当する旨、農協から証明されています。転用行為

の妨げとなる権利等はなし。申請に係る用途へ遅滞なく供することは確実。行政庁の免許・許可等の処分見込みは特に問題なし。農地以外の土地の利用見込みはなし。計画面積の妥当性は、議案第1号資料別紙、農地法4条許可申請成牛舎建設予定位置図での説明のとおり妥当であると認められる。宅地造成目的の場合の妥当性は該当なし。周辺の農地等に係る営農条件への支障は特になし。一転用の妥当性は該当なし。法令による行政庁との協議は該当なし。特定土地改良事業等の関係は特になし。

その他としまして、土地利用計画との関係で都市計画は計画区外、農業振興地域の決定は別紙のとおり農業振興地域内の農用区域内です。なお、開発許可等との調整状況としまして、農業振興地域計画で農用地から農業用施設用地への用途変更の手段中です。関連する農地法関係手続きはありません。

総合意見 既存の畜舎は老朽化が著しく、新たに建設する場所は住宅からも近く。今後建設予定の農業用施設を建設する計画もあることから、本申請書のとおり農地転用することは、やむを得ないと考える。

許可に付けるべき条件は特になし。申請書は別紙のとおりです。

以上で説明を終了します。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長 事務局から農地法4条許可申請の1番の説明が終わりました。本件の農地転用について、何か質疑はございませんか。

〇〇委員 今回の転用面積の中に、今後必要となる施設分も含まれての面積なのか。

事務局長 既に見込んでの面積となっています。

議長 他に質疑はございませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑がないようですので、1番 〇〇〇〇さんの成牛舎建設に伴う農地転用について承認することにご異議ございませんか。

各委員 (異議なしの声)

事務局長 ご異議なしと認め、1番 〇〇〇〇さんの成牛舎建設に伴う農地転用

について承認することに決しました。

続いて、議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規程による農地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

事務局から説明いたします。

それでは、議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規程による農地利用集積計画の決定について」下記の者に係る農用地利用集積計画の決定について審議を求めるものです。

公告予定日については平成27年6月5日 番号所6番 土地の表示は別紙をご参照願います。字中頓別〇〇番〇から字旭台〇〇番〇の計34筆 〇〇㎡であります。公簿地目現況地目とも同一で畑であります。対価は 〇〇円です。利用権の移転の時期は公告日、引渡しの時期も公告日であります。譲渡人 〇〇〇〇さん 譲受人 〇〇〇〇さん。譲渡理由は農地保有合理化事業で農地を譲り渡す。譲受理由は農地保有合理化事業で農地を譲り受ける。経営地は畑〇〇haであり、この面積は今回申請のあった土地を含んでおります。労力〇、幹旋なし、資金は農協資金、年金加入状況は加入でございます。

農地位置につきましては、別紙位置図のとおりであります。

以上説明を終了します。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

事務局の説明が終了しました。それでは所6番から順番に審議に移ります。所6番 〇〇〇〇さんから 〇〇〇〇さんへの所有権移転について、事務局から確認事項を報告させます。

事務局長

本件説明の前に農業経営基盤強化法第18条第1項の審査基準に関する法令の確認を行います。農業委員研修資料No.04をご覧ください。

(関係法令～許可要件を説明)

それでは、所6番につきまして

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号の基本構想は町産業建設課産業グループより適合である旨の確認を頂いております。

また、第2号イは効率的な利用耕作、第3号ロは常時従事可能であると判断されます、以上ご報告申し上げます。

議長

所6番の説明が終了しました。このことについて、何かご質問ござい

ますか。

各委員 (質疑なし)

議長 質疑がないようですので、所6番を承認することにご異議ありませんか。

各委員 (異議なし)

議長 ご異議なしと認め、所6番は承認することに決しました。

以上をもちまして、全ての議事が終了しましたので、その他の案件に移らせて頂きます。その他について、事務局より説明させます。

それでは、その他の事項について報告申し上げます。

事務局 (報告)

議長 長時間にわたりご審議いただきありがとうございました。以上をもちまして、平成27年第4回農業委員会総会を終了いたします。

(閉会 午後 2時00分)

この会議録は主任が記載したものであるが、内容に相違がないのでそれを証するため、ここに署名する。

会 長

署名委員

4番

(印)

署名委員

5番

(印)